



地域(亀山市)と連携の取れた三重県づくり
三重県議会議員 県政レポート
長田たかひさ

2024年 10月
No.63



事務所

〒519-0124 亀山市東御幸町233-2
TEL 0595-82-8700 FAX 0595-82-8775
ホームページ <http://www.enjoy-nagata.jp/>

所属委員会等

- 防災県土整備企業常任委員会 委員
(防災対策部、県土整備部、企業庁の所管及びこれに関連すること。)
- 予算決算常任委員会 委員
- 伊勢茶の振興に関する条例策定調査特別委員会 委員

◇皆様のご意見をお聞かせ下さい◇

Information



SNS型投資詐欺・SNS型ロマンス詐欺の被害が増えています。

SNS型投資詐欺

SNS上で偽の投資広告(著名人を名乗った広告もあります。)を掲載して、これを見た人をSNS上のグルーptークに誘導し、参加した人にアプリ上ではあたかも利益が出たように装い、架空の投資をさせてお金をだまし取る詐欺です。

1

SNSで著名人の名前などを使用した投資に関する広告に興味を持ち、クリックすると…

**その著名人は本物ですか？
ネットの情報を信用して大丈夫？**

2

グルーptークへの参加や投資用偽アプリのダウンロードを勧められます。その後、指定口座へ投資金の振込を指示されます。

**SNSで知り合った人を安易に信用しない！
(メンバーは全員サクラかも?)**

3

そのアプリ上では、投資が成功しているように見せかけ、さらに投資を勧められます。

**相手は登録している業者ですか？
(登録業者の一覧は金融庁HPで確認できます。)**

4

いざ、出金しようとする、手数料や税金の振込を要求され、決して出金できません。

**相手の要求を鵜呑みにすることなく
早めに警察への相談を！**

☆被害防止のポイント

- 著名人の名前や写真を使った投資に関するSNS広告等を安易にクリックしない！
- SNSのグルーptークへの参加を求められたら要注意！
- 必ず儲かる投資はありません。「必ず儲かる」「元本保証」などと利益を保証するようなことを言われたら詐欺を疑いましょう！
- 投資目的で個人名義の口座への送金は非常に危険です。(金融商品の取扱業者は、金融庁への登録が必要です。)
- 投資は信頼できる金融機関(銀行・証券会社・保険会社等)に相談しましょう。

SNS型ロマンス詐欺

外国人などを装い、SNSで交信相手となった人に恋愛感情や親近感を抱かせた上で、投資や副業に勧誘したり、援助や賃借など、様々な名目でお金をだまし取る詐欺です。

1

SNSやマッチングアプリで異性から突然メッセージが届きます。外国人や海外居住者を名乗る場合もあります。

**その人は実在する人ですか？
名前や写真はすべてウソかも!?**

2

「愛してる」「結婚しよう」等、熱烈な愛情表現をします。連絡を重ね、恋愛感情や親近感を抱かせた上で、お金を要求します。

パターン1

SNSで知り合った人を安易に信用しない！

3

投資に勧誘する場合もあります。(裏面3、4に進みます。)

パターン2

SNS上の知り合いからの投資の勧誘は慎重に！

4

相手の指示どおりお金を振り込むと、音信不通になり、だまされたことに気がつきます。

**相手の要求を鵜呑みにすることなく
早めに警察への相談を！**

☆被害防止のポイント

- 直接会ったことのない人からお金の話がでたら、詐欺を疑いましょう！(インターネット上でしか関わりのない人は、実在する人物かわかりません。)
- 「2人の将来のため」などと言って、投資に勧誘をされたら、要注意

三重県内の発生件数及び被害額(令和6年1月～8月末)

手口	発生件数	被害額
SNS型投資詐欺	130件	約15億 690万円
SNS型ロマンス詐欺	82件	約5億7,490万円
合計	212件	約20億8,180万円

◆県政報告会

879回	7月7日	みずきヶ丘集会所	880回	7月7日	城西地区コミュニティセンター	881回	7月14日	野村地区コミュニティセンター	882回	7月16日	本町地区コミュニティセンター
883回	7月21日	菅内町種池	884回	7月26日	中村公民館	885回	8月1日	川崎地区コミュニティセンター	886回	8月4日	金場公民館
887回	8月9日	関まちなみ文化センター	888回	9月1日	小川生活改善センター	889回	9月27日	太岡寺公民館	890回	9月28日	山下農事集会所
891回	10月5日	北鹿島集会所	892回	10月6日	福德公民館	893回	10月12日	野尻公民館	894回	10月19日	道野公民館

Information「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」が改訂されました。

「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」が令和6年9月30日に改訂されました。

●主な改訂点

1.関係法令、条例の遵守

- ・森林法の林地開発許可、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防三法(砂防法・地すべり等防止法、急傾斜地法)における許可等が必要な場合は、FIT/FIPの認定手続き前に当該許可等を取得し、その許可を受けていることを示す書類を県及び市町へ提出すること。

2.地域住民とのコミュニケーション

- ・説明会又は事前周知を実施した場合は、国に提出している説明会概要報告書の写しを県及び市町へ提出すること。

●ガイドラインの概要

1.説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲

周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリア(※1)	住宅用太陽光 (10kW未満)	屋根設置 ※住宅用太陽光を除く	低圧 (50kW未満) ※住宅用太陽光・屋根設置を除く	高圧・特別高圧 (50kW以上) ※屋根設置を除く
エリア外	事前周知を要件としない	事前周知を要件としない (努力義務として求める)	説明会以外の手法での事前周知を求める	説明会の開催を求める
エリア内				

(※1) ①災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものであって、FIT/FIP認定申請要件として許認可取得を求めることとした許認可に係るエリア、②災害が発生した場合に、再エネ発電設備が損壊するリスクの高いエリア、③条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護地域を定めている場合にあっては、当該地域を指す。
(尚、出力50kW未満の施設や「再生可能エネルギー電気の利用に関する特別措置法」(以下、「再エネ特措法」)によらない施設についても、本ガイドラインに従うことが望まれる。)

2.事業概要書の提出

- ・事業計画の早い段階で、事業概要書を、県担当課(三重県 雇用経済部 新産業振興課)及び施設設置を計画している市町担当課(施設が複数市町にまたがる場合、関係する全市町)へ提出すること。

3.関係法令、条例の遵守

- ・必要な措置や手続き等を国、県、市町に確認及び相談し、規定を遵守すること。

4.地域住民とのコミュニケーション

- ・事業者は、事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。尚、配慮すべき地域住民の範囲や説明会(※2)開催、戸別訪問など具体的な対応方法を市町に相談すること。

(※2)説明会における説明事項(事業の影響と予防措置)

説明の観点	電源の規模	対象となる地域	説明の観点	電源の規模	対象となる地域
景観への影響	規模を問わない	自然環境・景観の保護を目的として条例で設定された保護地域	振動	規模を問わない	地域を問わない
斜面への設置		地域を問わない	排水の汚れ／濁り		
盛土・切土			反射光		
地盤強度			雑草の繁茂		
排水対策			廃棄等費用の総額等		
法面保護・斜面崩落防止策			太陽光パネルの含有物質等		
防災施設の先行設置			工事時に発生する産業廃棄物・残土	環境アセスメント対象規模(※3)	動植物・生態系への影響を踏まえて法律・条例で設定された地域
設備設計			その他の大気環境(大気質)への影響		
施行後の管理の継続性			その他の水環境への影響		
事業終了後の措置			その他の生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全への影響(動物、植物、生態系)		
騒音					

(※3) 1.施行区域の面積が10ヘクタール以上であるもの

2.特別地域(国立公園、国定公園、三重県立自然公園の区域のうち特別地域及び海域公園地区、または、三重県自然環境保全地域の区域のうち特別地区。以下同じ。)にあっては、当該地域内における施行区域の面積が5ヘクタール以上であるもの

5.区域の設定

国のガイドラインの考え方をふまえ、関係法令、条例の規定による許可、届出が必要な区域を基本に、設置するのに適さない区域と設置するのに十分な検討や調整が必要な区域が設定されている。尚、区域指定にかかわらず、地域住民の生活環境に直接影響のある地域では、地域住民の声に十分配慮し、土地の選定、開発計画の策定を行うこと。

6.適正な保守点検・維持管理、事業終了時の廃止届の提出

- ・国への事業計画認定申請時に提出した保守点検、維持管理に関する実施計画に則り適正な保守点検・維持管理を実施すること。
- ・国へ事業の廃止届を行った場合は、速やかに写しを県及び市町に提出すること。